

都市再生特別措置法 の概要等

■ 都市再生特別措置法の基本的枠組み



都市再生特別措置法（緊急整備地域の指定）の経緯

平成13年

12月14日 民間都市再生のための総理指示

平成14年

3月29日 都市再生特別措置法の成立

6月 1日 都市再生特別措置法の施行

7月 2日 都市再生緊急整備地域（案）（一次指定）の都市再生本部決定

7月24日 都市再生緊急整備地域の指定（一次指定）（政令公布）

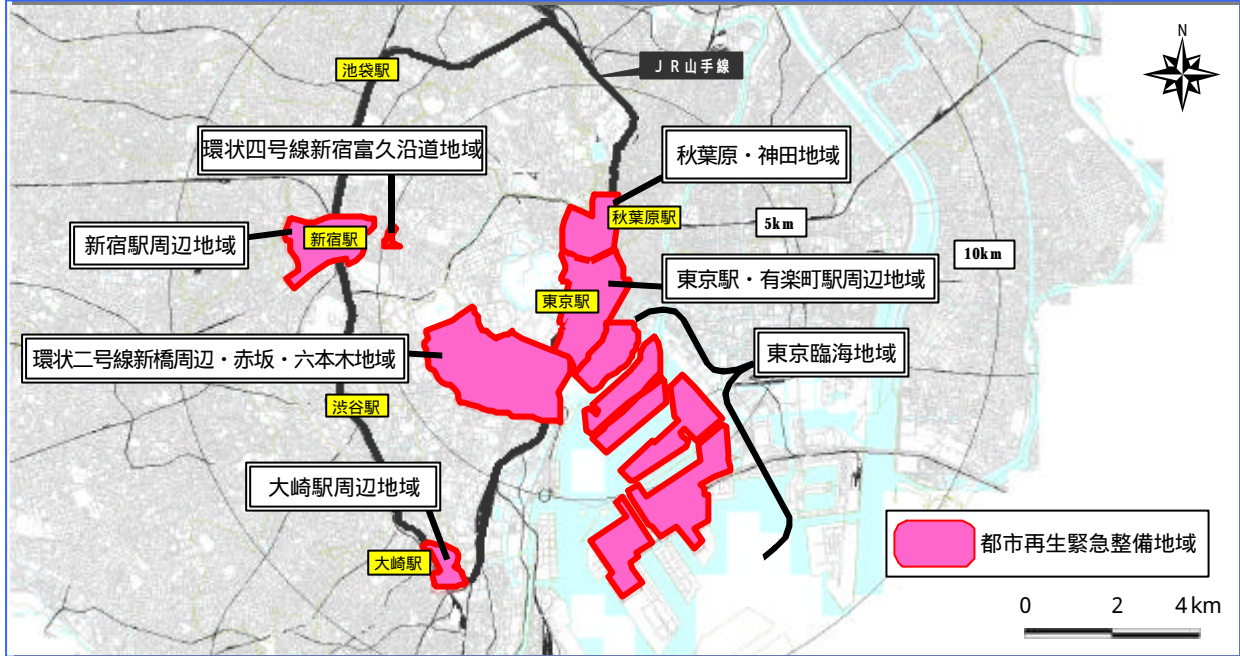
東京都、大阪府・大阪市、名古屋市、横浜市
の17地域、約3,515haを決定

その後、地方公共団体での体制整備、民間からの都市計画の提案の動きなど、都市再生への取り組みの具体化が進んでいる状況

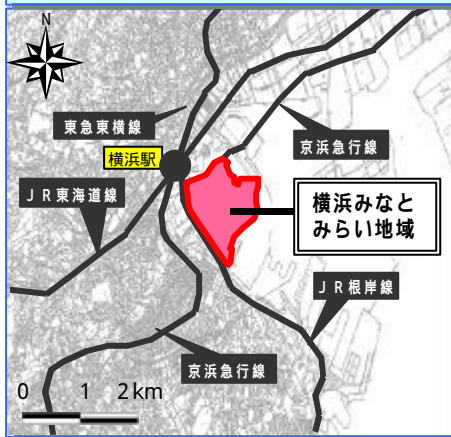
都市再生緊急整備地域(第一次指定)

東京都、横浜市、名古屋市、大阪府・大阪市
17地域 約3,515ha

東京都 (7地域 : 2,370ha)



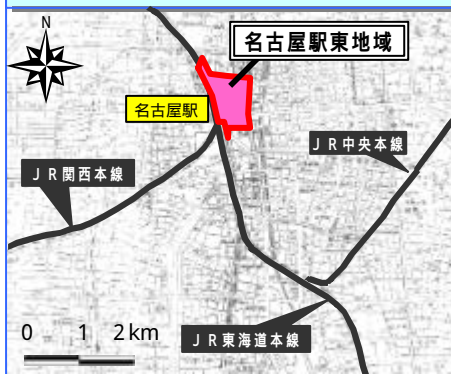
横浜市 (1地域 : 141ha)



大阪府・大阪市 (8地域 : 947ha)



名古屋市 (1地域 : 57ha)



都市再生緊急整備地域（第一次指定）の状況 （報告）

〔平成14年7月 2日 第一次指定案を都市再生本部決定〕
7月24日 政令公布

都市開発事業を進めるための体制整備等

東京都

- ・都市再生緊急整備地域内の都市開発事業の現状・今後の予定について、東京都が先行的に調査・ヒアリング等を実施。
- ・これとあわせ、民間事業者の都市再生特別地区に係る提案を受け止め、迅速に事案を処理するための庁内検討・審査会を設置（平成14年9月）
- ・東京都環境影響評価条例の対象建築物について規模要件を緩和（平成14年9月）

大阪府・大阪市

- ・大阪府では、民間事業者のヒアリングを行うとともに、各地域ごとに推進体制を整備（平成14年7月）
- ・大阪市では、都市再生緊急整備地域に各種施策を集中的に実施するべく、庁内の横断的組織を設置（平成14年7月）

都市計画の提案・都市再生特別地区

大阪府・大阪市

- ・守口大日プロジェクトについて、用途地域の変更等の都市計画の提案（平成14年8月）
現在、都市計画の変更に向け、手続き中（年内を目標）

- ・心齋橋そごう建替えプロジェクトについて、都市再生特別地区の適用を予定（年度内を目途）
名古屋市
- ・名駅四丁目7番（豊田・毎日ビル）プロジェクトについて、都市再生特別地区の提案を予定（本年10月中を目途）

金融支援

- ・東京都営南青山一丁目団地建替えプロジェクト（PFI的手法による。民間事業者を決定済み）について、金融支援認定のための計画が申請される予定（10月中予定）